

## 二つの世界，一つの領域

### — 法と心理学

北海道大学大学院文学研究科 教授

仲 真紀子 (なか まきこ)

Profile — 仲 真紀子

1984年、お茶の水女子大学大学院人間文化研究科博士課程中退。学術博士（お茶の水女子大学）。千葉大学講師、助教授、東京都立大学助教授を経て現職。専門は認知心理学、発達心理学、法と心理学。主な著書は『法と倫理の心理学』（単著、培風館）、『目撃証言の心理学』（共著、北大路書房）など。



#### 「二つの顔」とは？

「二つの顔」をもつ人とは、心理学者でありかつ社長さん、心理学者でありかつ作家など、カテゴリの異なる複数の職業や専門性をもつ人のことだと思う。職業でなくとも、心理学者でありミュージシャン、心理学者であり将棋のチャンピオンなど、心理学とは異なる領域で卓越した才能を発揮している人も「二つの顔」をもつといえそうだ。

そういう意味では、残念ながら、私には二つの顔はない。家庭人としての顔(?)と職業人としての顔、くらいである。それなのに声をかけていただいたのは、「法と心理学」という研究領域名のせいかもしれない。

「法と心理学」は、心理学者、社会学者、法学者、法や福祉に携わる実務家等による融合研究領域である（本年度から科研費のキーワードにも含まれるようになった!）。研究課題には、たとえば法概念や法意識（道徳、法教育なども）、捜査過程（目撃証言、子どもの供述、自白、面接法、嘘の検出、人物識別）、裁判（裁判員裁判、尋問、評議、被害者陳述、量刑判断）、矯正・予後（矯正プログラム、被害者支援、加害者支援）などがある。

法心理学、裁判心理学、犯罪心理学などと呼ばば、「二つ」とは

見えないのかもしれない。しかし、法と心理学は、上記のように、様々な専門性をもつ人が共同し研究するプラットフォームでもある。それで、やはり「と」が必要なのである。英語でもやはり psychology and law という（語順は逆だが）。

#### しかし、「一つの顔」

しかし、法と心理学に携わる人の顔は「一つ」である。

心理学者でありかつ社長さん、心理学者でありかつ作家、といった人たちはスパイダーマンやバットマンのように二つの異なる役割を担っているといえるだろう。これに対し、法と心理学に携わる人の多くは、それぞれが自分の（一つの）専門的役割しかもっていない。領域は「法」と「心理」が融合したものだが、心理学者はやはり心理学者、法学者はやはり法学者である。各人がそれぞれの才能を活かして活躍するミッション・インポッシブルやオーシャンズ・イレブンの登場人物のようなものかもしれない。これらの登場人物は、独自の専門性をもっていることが大切である。

「法と心理学」であるから、心理学者は法の言葉や考え方にある程度は馴染まなければならない。同様に、法学者や実務家も心理学の概念や方法を少しは知らなければならない。しかし、それは「第二言語」である。馴染んでも自分

が別の専門家になることはできないし、自分の専門性がなかったら、その場にいる意味が薄れてしまうので、やはり自分が依って立つディシプリンが重要である。

もう一つ、法と心理学者に関して私がもっているイメージを挙げれば、それは未知なる世界に向かって航海に出る「冒険者」である。どのような研究もそうだと思うが、好奇心とオープンマインドと勇気がある。未知との遭遇が必至であるとすれば、なおさらである。

#### なぜ外に出てみたかったか

ふと気がつくと、場所は裁判所や執務室や面接室。心理学者は一人だけ……。遠くに本国が見える大海の波間で、私はどうしてここにいるのだろうかというように不思議な思いに駆られることがある。

しかし、一方で、外の世界に出てみたいという気持はずっとあった。これには指導教員であった藤永保先生や、学部時代からお世話になった内田伸子先生の影響が大きいと、今更ながらに思う。

大学院生の頃、虐待を受け、発達障害が止まったかに見える幼児が発見された。藤永先生からは長期にわたり、チームでこの子どもの発達支援に携われ、私もテスターとして支援の場に連れて行ってもらったことがあった。実験心理学（認知・発達心理学）を専攻し、研究と臨床とは別のものと思っていた私

には目の覚めるような体験だった。

藤永先生や内田先生はまた、「ひらけポンキッキ」やNHKの幼児番組の監修・指導にも携わっておられた。研究室をアイボリータワーと勘違いしていた私には、これも驚きだった。質の高い研究が現実の問題に適用され、用いられる。これは、素晴らしいことである。

しかし思っているだけではチャンスは来ない。実験室にこもる生活も面白く、法と心理学に出会ったのは30代の半ばに入ってからだった。

### 直接のきっかけ

私は発話や語彙の多義性の解決、たとえば「暑いですね」で「窓を開けて」が伝わるかという問題や、「ハモン」という語が「水面」や「道場」などの文脈で提示されたときの処理を研究して学位をとり、大学に就職した。

楽しく実験室での研究を続けていたが、しばらくすると研究がパターン化された仕事のように思えてきてしまった。アイデアを思いつく、先行研究を調べる、実験をしてみる、データを分析して論文を書く……。現実世界とは切り離された（と当時は思っていた）研究にも価値があると信じながらも、何かゲームをしているように思えてきて熱中できない。

35歳でサバティカルを終えて日本に戻ってきた頃、ある弁護士事務所から日常記憶に関するアンケート兼論文紹介の依頼が送られてきた。知識を実務に役立ててもらおうチャンスだと思い、力を込めて回答したが、実はそのアンケートが目撃証言の鑑定につながるきっかけとなった。

仕掛人には浜田寿美男先生、巖島行雄先生らがいて、アンケートに回答したことで呼び寄せられたのは伊東裕司先生と私、その後す

ぐに原聰先生が加わった。そして、目撃証言の信用性について適切な推論するには実証的データが必要だということで、研究が始まった。

始めてみると、実証的データを面白がり、さらなる研究が必要だと考える法学者、実務家も現れて、10年後の2000年には法と心理学会ができた。私の研究も、発話への関心は証言や供述の研究につながり、語彙への関心は事件を記述する語彙の研究となり、記憶への興味は目撃証言や（法定年齢とも関わる）ライフスクリプトの研究へと展開していった。

### 遙かな海に……

個別事例の証言の鑑定や関連する研究も行ってきた。そのなかで、誘導や圧力によって子どもの供述の信用性が下がる事例に数多く遭遇し、より正確な情報を引き出すことをめざす面接法（司法面接）の研究をするようになった。

しかし、研究はしても、その面接法を実際に使ってもらわなければ意味がない。幸い2008年秋から4年間、科学技術振興機構（JST）の支援を受けることができ、「司法面接法の開発と訓練」という研究課題のもとで、専門家への研修も行うことができるようになった（<http://child.let.hokudai.ac.jp/>）。

この研究は、昨年度からスタートした科学研究費補助金・新学術領域「法と人間科学」へと引き継がれている。ここでは司法面接の研究を含む18の研究班が2～5年間研究を行い、新しい学術領域の創出をめざす。どの研究班も基礎研究の成果を模擬裁判や研修を通して実務家や市民に提供し、そのフィードバックを研究に再投入するという体制で研究を進めている（<http://law-human.let.hokudai.ac.jp/>）。

このように、「一つの顔」だが「二つの世界」を行きつ戻りつしているうちに、様々な職種の専門家と仕事をしたり、研究会をもつようになった。

思えば、現実世界で直接人と会い、専門的判断を行い、実効力のある活動をしているのは教育、福祉、司法、行政、医療等の資格・肩書をもつ専門家、すなわち教師、児童福祉司・心理司、弁護士、家裁調査官、警察官、検察官、法務技官、医師、看護師等々、そして被るかもしれないが認定心理士の方々である。大学や研究所でも、論文や著書により知見を社会に提供することはできる。しかし、より具体的で実質的な働きかけは、成果を実務家に使ってもらうことで可能になる。

そのような思いを抱きつつ、遠い沖まで出てきてしまった。そして、そのようなときにこそ自分が心理学者であることを意識し、それを大事にしなければならないと思うのだ。



写真1 子どもの証言を題材とする模擬裁判。心理学者、法学者、実務家、市民が参加し、評議や評決、量刑判断を行う。



写真2 児相職員、警察官などの専門家を対象とした司法面接研修。ロールプレイでスキルを磨き、効果測定も行う。